

一般市道伏見西部第三経11号線の違法放置等物件について、道路法第44条の2第1項の規定に基づき除去し、同条第2項の規定に基づき保管していますので、同条第3項の規定に基づき公告します。

令和3年1月19日

京都市長 門川 大作

1 除去した違法放置等物件

名称又は種類	形状	数量
トレーラー	幅約2.5m×長さ約12.5m ×最大高さ約3.26m	1台
トレーラの積載物		1式

2 除去した違法放置等物件の放置されていた場所

伏見西部第三地区土地区画整理事業施行地区45街区洛南排水機場地先  
(底地：京都市伏見区横大路千両松町22番2地先)

3 違法放置等物件を除去した日

令和3年1月14日

4 違法放置等物件の保管を開始した日

令和3年1月14日

5 違法放置等物件の保管場所

伏見西部第三地区土地区画整理事業施行地区3号公園予定地  
(底地：京都市伏見区横大路宮ノ後71番他地内)

6 連絡先

建設局都市整備部南部区画整理事務所 TEL (075) 601-6181

(南部区画整理事務所)